

旧	新
<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険(製造業用)運用規程</p> <p style="text-align: right;">平成 15 年 4 月 1 日 03-制度-00019 沿革 平成 16 年 1 月 5 日 一部改正 平成 16 年 11 月 1 日 一部改正 平成 17 年 3 月 29 日 一部改正</p> <p>(輸出等の定義)</p> <p>第 1 条 限度額設定型貿易保険約款(製造業用)(以下「約款」という。) 保険証券及びこの規程における用語の定義は、次の各号による。</p> <p>一 「製造業者」とは、製造業を事業として営む者であって、設立後 3 年を経過し、自らが製造した製品の売上高が全体の売上高の 50%以上を占めること。</p> <p>二~十四 (略)</p> <p>第 2 条~第 10 条 (略)</p> <p>(<u>応諾テレックス等の取扱い</u>)</p> <p>第 11 条 保険関係の成立に際し、輸出契約等の相手方からの<u>応諾テレックス</u>、電報、ファクシミリ又はこれに準ずるもの(以下「<u>テレックス等</u>」という。)により輸出契約等の内容について必要な事項が確認できる場合には、<u>テレックス等</u>の入手をもって輸出契約等の当事者間の合意が成立したものと推定する。</p>	<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険(製造業用)運用規程</p> <p style="text-align: right;">平成 15 年 4 月 1 日 03-制度-00019 沿革 平成 16 年 1 月 5 日 一部改正 平成 16 年 11 月 1 日 一部改正 平成 17 年 3 月 29 日 一部改正 <u>平成 17 年 9 月 日 一部改正</u></p> <p>(輸出等の定義)</p> <p>第 1 条 限度額設定型貿易保険約款(製造業用)(以下「約款」という。) 保険証券及びこの規程における用語の定義は、次の各号による。</p> <p>一 「製造業者」とは、製造業を事業として営む者であって、設立後 3 年を経過し、自らが製造した製品の売上高が全体の売上高の 50%以上を占めること。<u>なお、製造業者からの直接出資割合が 2 / 3 超であって、かつ、製造業者が製造する製品を継続的に輸出する者についても製造業者と見なす。</u></p> <p>二~十四 (略)</p> <p>第 2 条~第 10 条 (略)</p> <p>(<u>電子メール等の取扱い</u>)</p> <p>第 11 条 保険関係の成立に際し、輸出契約等の相手方からの<u>電子メール</u>、電報、ファクシミリ又はこれに準ずるもの(以下「<u>電子メール等</u>」という。)により輸出契約等の内容について必要な事項が確認できる場合には、<u>電子メール等</u>の入手をもって輸出契約等の当事者間の合意が成立したものと推定する。</p>

<p>2 輸出者又は仲介貿易者（以下「輸出者等」という。）は、前項の規定により、保険関係が成立した場合には、輸出契約等の相手方の応諾サインのある輸出契約書等又はそれに準ずる書類を別途入手し、保管しなければならない。</p> <p>3 保険金の請求をする場合には、輸出契約等を証する前項の書類を保険金の請求に必要な他の書類とともに提出しなければならない。</p> <p>以下略</p>	<p>2 輸出者又は仲介貿易者（以下「輸出者等」という。）は、前項の規定により、保険関係が成立した場合には、輸出契約等の相手方の応諾サインのある輸出契約書等又はそれに準ずる書類を別途入手し、保管しなければならない。</p> <p>3 保険金の請求をする場合には、輸出契約等を証する前項の書類を保険金の請求に必要な他の書類とともに提出しなければならない。</p> <p>以下略</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成 17 年 10 月 1 日から実施する。</u></p>
---	--